

釧路市役所防災庁舎における広告事業仕様書

1 事業の概要

事業者が広告物の作成をし、市の指定した場所に設置する。

広告については、事業者が民間企業等の広告主を募集、または直接広告を掲載できるものとする。

2 設置物及び設置場所等

(1) 大型広告

防災庁舎西側階段踊り場壁面（図②～④） 3箇所

(2) 庁内情報掲示用モニタ付デジタルサイネージ広告

防災庁舎1階エントランスホール柱面（図①） 1箇所

3 広告物等の規格・仕様

(1) 大型広告

縦（高さ）900mm×横（幅）3,100mm程度	1箇所（1階）
600mm×3,100mm程度	1箇所（1、2階中間）
1,000mm×1,000mm程度	1箇所（2階）計3箇所

(2) 庁内情報掲示用モニタ付デジタルサイネージ広告

広告掲載用サイネージ、庁内情報掲示用サイネージ

各40型以上のモニタサイズ。上下に縦置きで柱に設置すること。

※以上の規格・仕様を基本に、広告設置場所の活用方法や事業内容については創意工夫すること。

4 広告について

掲載する広告については、釧路市役所庁舎における広告事業広告掲載等基準を満たさなければならない。

5 広告料等について

(1) 事業者は、広告物の設置場所が有する広告価値の対価として、事業者が応募の際に提案する額の広告料を市に支払うこと。

(2) 事業者は、釧路市公有財産規則（平成17年釧路市規則第84号）に基づき、広告物の設置に係る行政財産の目的外使用についての使用料（広告事業の用に供する面積（柱類、壁面の使用の場合は当該広告の表示面積）の合計（1平方メートル未満は切り上げ）に1平方メートル当たりの月額単価1,570円を乗じた金額）及び広告物の光源に要した電気代などの実費相当額として市が算定する加算料金を市に納付すること。